

上田市日本遺産公募型プロポーザル方式による企画提案募集要領

1. 事業概要

(1) 業務名 上田市日本遺産 VR 動画コンテンツ制作業務

(2) 事業目的

世界遺産と異なり、日本遺産がその性質上、写真や短時間の動画では魅力を伝えきれないことや、当市の日本遺産の特性として神秘的光景が見られる時期が限られていることなどを踏まえ、いつ当市を訪れても認定ストーリーの魅力を体感でき、その内容を理解し、感動と共感を得ることのできるような VR 映像コンテンツを制作する。

成果物は体験コンテンツとして観光情報発信拠点での常設展示に活用するほか、催事場のブース出展等で活用することで、交流人口及び関係人口の増加、観光客の満足度向上及び認定ストーリーの理解度向上を図ることを目的とする。

(3) 委託期間 契約締結日から令和7年3月17日まで

(4) 委託料 委託料は、2,000,000円(税込)を上限とする。

2. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書の提出時において申請者が令和6年度上田市物品購入等入札参加資格者名簿に登録されていること、又は、契約締結前に当該名簿に登録できること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第30条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税等について滞納がないこと。
- (7) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記(1)から(6)の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。ただし、(6)については、構成員のいずれかが満たしていればよいものとする。

ア 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる

事業者とすること。

イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。

ウ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。

オ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。

カ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

3. スケジュール

ア 募集開始	2024年6月3日(月)
イ 質問締切	2024年6月20日(木) 12:00 必着
ウ 申込書提出締切	2024年6月27日(木) 12:00 必着
エ 企画提案書提出締切	2024年7月11日(木) 12:00 必着
オ 審査結果通知	2024年7月下旬(予定)
カ 契約締結・事業開始	2024年8月上旬(予定)
キ 事業完了	2025年3月17日(月)

4. 参加申込

2024年6月27日(木) 12:00 までに参加申込書を提出すること(電子データ可)

5. 質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日～2024年6月20日(木) 12:00 まで

(2) 質疑方法：電子メールにより、12の担当部署に提出すること。

(3) 留意事項：

ア 様式は任意とする。

イ 件名は「上田市日本遺産プロポーザルに関する質問」とすること。

ウ 質問者の社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

(4) 質問については直接回答するとともに、質問及び回答については他の参加申込者へも都度連絡する。質問締切後、回答をまとめてホームページへ公表する。

6. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

以下の書類等をすべて電子データで2024年7月11日(木)12:00 までに提出すること。

- ア 企画提案書（PDF データ）
- イ 見積書（PDF データ）
- ウ 過去に制作した映像データ又は制作サンプルデータ

(2) 企画提案書の様式

- ・ A4サイズ横向き・日本語・20ページ以内
（表紙や目次はページ数に含まない）
- ・ 企画提案書はモニター画面上で閲覧するため、横長の資料とすること。
- ・ 印刷して閲覧する可能性があるため、パワーポイント等で資料を作成する場合、4：3
や16：9などの比率ではなくA4サイズの比率（297mm×210mm）で作成すること。

(3) 企画提案書の記載事項

企画提案書は、「8. 審査項目及び配点」の内容を意識しつつ、以下の内容を記載すること。

① 会社概要・受託事業者としての強み・本事業に関連する業務実績

② 受託業務の実施体制

業務を円滑かつ確実に実施するために必要となる責任者、人員配置計画、役割分担、連絡体制、連携体制等について明記すること。また、配置予定者の氏名、所属・役職、業務経歴とその経験年数を記載し、業務経歴については、本事業に関連する業務等を中心に記載すること。

③ 受託業務の実施工程・スケジュール

④ VRコンテンツ制作にかかる企画提案

仕様書を踏まえ、コンテンツアウトライン、ビジュアルイメージ、表現手法・技術、シナリオ（プロット）等を示すこと。

(4) 提出された応募書類の取扱い

- ・ 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者選定以外の目的では使用しない。
- ・ 提出のあった企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ・ 提出された応募書類データは返却しない。
- ・ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

(5) 見積書について

「見積書」は、仕様書に基づく総価格（消費税及び地方消費税を含む）を記載すること。また、次の項目について、金額が分かるように内訳を記載すること。

- ・ 企画構成費・・・企画、全体の進行管理等に係る費用。
- ・ 撮影費・・・撮影、撮影機材等に係る費用又は映像素材購入費用。
- ・ 編集費・・・映像編集、字幕、BGM 及びクレジット等の挿入等に係る費用。

- ・制作費・・・旅費、雑費等に係る費用。
- ・整備費・・・VR ゴーグル等に係る費用。

(6) 過去に制作した映像データ又は制作サンプルデータ

- ・ 過去に制作した VR 動画を電子データで提出すること（書類審査用）。
- ・ 制作実績がない場合は、受託者の技術力・企画力を推し量ることのできる VR 映像サンプルを制作して提出すること。
- ・ 動画は Windows 標準搭載のソフト「映画&テレビ」で再生し審査する予定である。そのため、そのソフトに対応した形式で提出すること。対応が難しい場合は、2D 動画の提出でも可能とする。また、提出する動画は、過去の制作実績数にかかわらず1つとする。

7. 審査

(1) 審査期間

2024年7月11日（木）～7月下旬

(2) 審査場所

上田市役所 本庁舎内ほか

(3) 審査方法

- ・ この募集要領の2に定める参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者（以下、「参加有資格者」という。）を対象に、上田市日本遺産推進協議会内に設置する選定委員会において審査する。
- ・ 選定委員会は、参加有資格者から提出された提案書類及び映像作品について、8に定める審査項目について審査し、企画提案の内容について、評価項目ごとに各委員の採点（100点満点）を合算し、総合点の最も高い者を候補者とする。なお、合算に当たっては、最も高い点数と最も低い点数を除いた委員3人の合計（300点満点）を採用する。
- ・ 評価点が高点の者が2人以上いる場合、選定委員会が審議して決定する。
- ・ 提案が1事業者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。ただし、契約予定者となることができる最低基準点を満点の60%とし、最低基準点を得られなかった場合は、契約予定者として選定しない。
- ・ 選定委員会の構成員は以下のとおり（5名）
 - ア 上田市日本遺産推進協議会 事務局長
 - イ 上田市日本遺産推進協議会 事務局次長
 - ウ 上田市日本遺産推進協議会 文化財活用部会長
 - エ 上田市日本遺産推進協議会 観光振興部会長
 - オ 上田市日本遺産推進協議会 情報発信部会長

8. 審査項目及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

評価項目		審査内容	配点
企画力	業務理解	・業務の目的、内容等が十分に理解されているか。	10
	企画内容	・VRコンテンツのコンセプトに基づいた、訴求力の高い内容となっているか。 ・上田市の日本遺産の魅力や価値が十分に理解される内容となっているか。 ・VR技術等の特性を最大限活かす内容になっているか。 ・独自の発想に基づく提案内容が含まれているか。	40
	業務体制等	・提案内容の実現のために適切な業務体制（人員配置及び役割分担など）が確保されているか。 ・工程ごとに必要とされるスケジュールが確保できているか。	20
	保守・運用	・契約期間外の運用方法や保守について明確に示されており、発注者側に過度な負担のないものとなっているか。 ・保守費用及び設備・機器類のライフサイクルコストの低減が図られているか。	10
	見積金額	・最低金額を「5点」とし、その他の得点を（最低金額／当該金額）×5で算出 ※小数点以下は切り捨て。	5
	技術力	・業務責任者及び業務従事者は、業務に必要な知見、専門知識、技術及び実績を有しているか。	10
業務実績		・過去の同種又は類似の業務で良好な実績を挙げているか。	5

9. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、原則として、すべての参加者に書面で通知するとともに、受託候補者の名称、参加者の名称、審査結果（評価項目ごとの選定委員の評価点の合計）についてホームページで公表する。なお、審査結果に異議を申し出ることにはできないものとする。

提案が1事業者であった場合には、受託候補者の名称のみ公表する。

10. 契約の方法

(1) 契約の方法

契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の

締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不相当であると認められる場合は、契約を締結しないことがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

11. その他

(1) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、書面（電子データ可）により届け出るものとする。

(2) 企画提案書については、1者につき1提案に限る。

(3) 企画提案書を提出した後、企画提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。

ただし当協議会から指示があった場合を除く。

(4) 企画提案書の作成、提出等に要する経費は、提案者の負担とする。

(5) 企画提案書については、返却しない。

(6) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

12. 担当部署及び問い合わせ先

上田市日本遺産推進協議会 事務局 担当：宮下、弓掛
〒386-8601 長野県上田市大手1-11-16 文化政策課内
メールアドレス:bunka@city.ueda.nagano.jp

以上